

# 第4回 象牙取引規制に関する有識者会議 北村喜宣委員 資料

## 国際都市としての東京に何ができるか 国と都の適切な役割分担を踏まえた協働的法政策



# 国際都市としての東京に 何ができるか

国と都の適切な役割分担を踏まえた協働的法政策

上智大学法学部

北村喜宣

# 1. 条約の国内実施

- CITESの国内実施法

直接的实施法としての外為法、関税法、（持出しに関して）輸出貿易管理令

間接的实施法としての種の保存法

- 法律の2つのパターン

国事務完結型法律

絶対的国事務規定型（⇐外為法、関税法、輸出貿易管理令）

共管的事務規定型（⇐種の保存法）

自治体事務併存型法律

## 2. 国事務完結型・共管事務規定型法律と条例

- 憲法94条「地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる。」
- 条例対象は、「地域における事務」（地方自治法2条2項）
- 自治体の正当な関心の対象となるものは、「地域における事務」といえる
- 「国と自治体の適切な役割分担」は、自治体事務併存型法律だけでなく、国事務完結型法律においても、その目的の実現のために追及されるべき
- 象牙に関する「通関事務」は絶対的国事務であり、自治体の関与の余地はない
- 象牙に関する「通関前事務」については、共管的事務であり、自治体関与は可能
- 都条例は、「都民の法益」を守るために制定できる

# 3. 東京都の政策として行える理由

- 環境基本法

7条「地方公共団体は、…区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」

- 東京都環境基本条例

3条3項「地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない」

24条1項「都は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする」

- 環境基本計画

「都市外交を推進し、都の先駆的な取組の発信や政策連携・技術協力等を強化する」

「多様な主体と連携した環境配慮への取組が進むとともに、世界の諸都市との環境施策における協力が活発に行われる」

# 4. 国事務完結型法律をサポートする条例

- 環境確保条例のもとでの前例

気候変動枠組条約・京都議定書の国内実施法である地球温暖化対策法の目的の達成をサポートする機能があった環境確保条例2008年改正（特定地球温暖化対策事業者に対する二酸化炭素排出削減義務づけ）

- 象牙取引と東京市場

「国と東京都の適切な役割分担」

都内における相当規模の原因行為が条約の遵守を危うくするような事態になりかねないにもかかわらず、国事務完結型法律の実施だけではそれを阻止しえない事実・懸念の存在  
都内で購入されたとみられる象牙製品が違法に持ち出され水際対策が奏功していない

- 種の保存法2017年改正による罰則強化の評価

# 5. 助太刀条例

- タテマエ論ではなく、都が調査や有識者会議を通じて把握した事実にもとづく対応

- 国を助ける「助太刀条例」としての可能性

国内実施法の的確な実施をサポートするものであり、その実施を阻害するものではない

種の保存法の内容とのバランスには配慮が必要

- 都条例の外部的影響

「他県に流出するだけ」でもかまわない

国外に違法に持ち出される可能性がある象牙製品の都内での販売を減少させる

- 「いつやるの？ 今でしょ！」のための方策

規制条例は条文づくりに時間を要し、制定されるも周知期間があるため施行までに時間を要する

実験的には、とりあえず要綱にもとづき、行政指導による規制実施も可能（実例は多くある）

# 6. 東京都における象牙の適正取引に関する条例 (仮称)

- 種の保存法で認められているため、取引の全面禁止は条例事項を超える
- 法律規制を前提にして、その内容の確認、それが確実に機能するような仕組みの整備、国の権限行使の発動促進をするような「手続」を規定（手続規制）
- 「国内流通は自由であるが、国外持出しはできない」という落差のある法的枠組みを前提にして、バランスの取れた内容にすべき
- 規制を考えるにあたっての基本的視点
  - 「自由な国内流通」でなく「厳格な国外持出し規制」を基準にして考える
  - 現状を少しでも改善するためにバランスのよいコストをかける（緩い規制であるがゆえに批判されるべきものでもない）
  - 都条例の実施状況や効果が将来の法改正を誘導できるように